

美幌町自治(まちづくり)基本条例(仮称) たたき台(案)

平成22年 月 日

美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議

はじめに

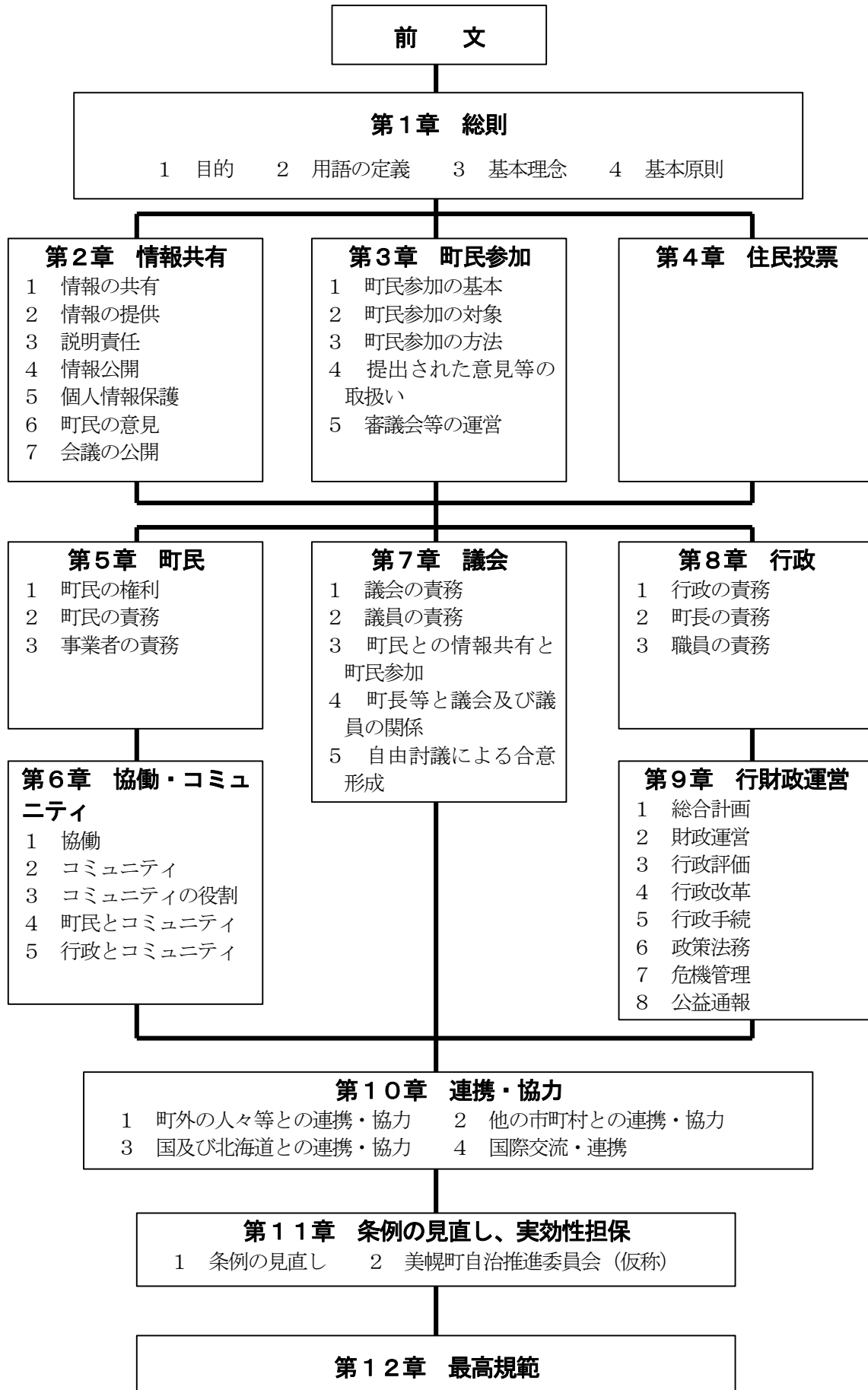
平成22年 月 日

みんなで創る自治基本条例町民会議

委員長 土 谷 耕 治

目 次

1 条例全体の構造



2 美幌町自治（まちづくり）基本条例（仮称）に盛り込む事項

前 文（未確定）

わたしたちのまち美幌町は、「水多く・大いなところ」を意味するアイヌ語「ピ・ポロ」を語源とし、景勝地美幌峠を源とする美幌川と、阿寒山系を源とする網走川に育まれた、自然豊かなところ

です。
美幌町は、先人の英知とたゆまぬ努力により、美幌峠周辺に代表される恵まれた自然環境を守り、豊かな歴史や文化と、農林業を中心とした産業を育て、快適な都市基盤を整備するとともに、様々な福祉施策の充実を図り、明るく、豊かで、温もりのある、住みよい、町民が誇れるまちとして着実に発展してきました。

わたしたちは、先人が守り育てた歴史や文化、恵まれた自然環境、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、次の世代に引き継ぐ責任があります。

時代は、地方分権型社会に変わるとともに、少子高齢化、情報化、国際化が進むなど、地域を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の課題は自らの責任で考え、解決するという、自己決定、自己責任による運営が求められます。そのためには、情報の共有、町民参加を進め、わたしたちみんなで自治を築いていかなければなりません。

わたしたちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

【解説・考え方】

この条例の制定にあたっての背景や主旨を明らかにするため、前文を設けています。

前段では、美幌町が自然豊かなところであり、多くの先人の英知と努力の積み重ねにより、ここまで発展してきたことを述べています。

後段では、こうして先人が作り上げてきたこれらの歴史や文化、守ってきた自然環境、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、次の世代に引き継ぐ責任があること、そして、これからは自己決定、自己責任による運営が求められ、情報共有、町民参加により、わたしたちが自ら自治の主体として自治を築き、確立することを決意するとともに、自治の最高規範としてこの条例を制定することを明らかにしています。

社会を取り巻く環境は、地方分権型社会に大きく変化するとともに、少子高齢化が急速に進み、保健・医療、福祉施策、子育て環境の整備を進めて行く必要があります、地域で解決しなければならぬ課題も増加し、変化してきています。

一方で、厳しい財政状況を反映して、限られた財源をどう有効に活用するのかなど、町民の合意を形成する自治体の運営と政策形成のためのルールづくりが必要となります。

地域のことは自らの責任で考え解決する、すなわち自己決定、自己責任による運営が求められ、そのために、情報の共有を進め、町民がまちづくりに参加し、みんなで自治を築いていくことが必要です。

わたしたちが、自治の主体としての権利と責務を認識し、町民主権による自治を確立することを決意するとともに、自治の最高規範として、この条例を制定するものです。

【町民会議では】

美幌町の歴史や先人の努力によりまちが作られてきたこと、町民憲章の主旨を踏まえ、町民主体、町民主権によるまちづくりを行う必要性、なぜこの条例を制定するのか、等を盛り込むことについて、意見が出されました。

第1章 総 則

1. 目的

この条例は、美幌町のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、町民、議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、安心して住むよろこびが実感できる美幌町を創るための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

【解説・考え方】

地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方はそれまでの上下主従の関係から、対等・協力の関係へと変化しました。地方分権一括法施行後は、自治体は自己の考え方、判断によりまちづくりを行わなければならなくなりました。つまり、自己決定・自己責任が求められているのです。

また、これからも厳しい財政状況が続く一方、少子高齢化の時代を迎え、自治体の課題は今後益々増加し多様化することが予想されます。限られた財源をどう有効に活用するか、住民の合意を形成する自治体の運営と政策活動のルールづくりが必要となります。

本条例は、美幌町のまちづくりの基本となる理念や原則を定め、それに基づきまちづくりを進めていく上で基本となる事項や制度、そして、町民、議会及び行政がどのような役割を担っているかを明らかにするものです。

また、町民がまちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会や町長に信託しましたが、まちづくりの主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。

【町民会議では】

町民会議では、基本理念・基本原則を定めること、町民・議会・行政の役割や責務を明らかにすること、美幌町をつくるための基本的な事項・制度を定めること、町民主体の自治の確立について意見が出されました。

さらに、表現を「自治」とするか「まちづくり」とするかが議論になりました。その中で、町民自らが課題を解決する地域社会の領域と、町民自ら課題を解決できない領域を議会や行政に信託しているという考え方の認識を深めるとともに、町民自らが主体となって課題解決に向かって取り組んでいくことの重要性を認識しました。

※「自治」「まちづくり」のいずれとするか、「主体」「主権」「主役」のいずれとするかは、今後引き続き協議を進めることとします。

2. 用語の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 町民 | 町内に住所を有する人、町内で働き、学び、事業活動その他の活動を営む人、法人若しくは団体をいいます。 |
| (2) 行政 | 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 |
| (3) まちづくり | 町民、議会及び行政が、それぞれの役割と責任に基づき、お互いを尊重し、協力しあいながら、自治を創る公共的な活動をいいます。 |
| (4) 協働 | 町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動することをいいます。 |

【解説・考え方】

- ・この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを明らかにします。
- ・「町民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。
「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力をまちづくりに活かすことができます。
- ・町長には、公営企業（水道事業、病院事業）を含みます。
- ・「まちづくり」は、目的で定めた「町民主体の自治」を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任に基づき、お互いを尊重し、協力しあいながら自治を創る公共的な活動をいいます。
- ・「協働」とは、町民と議会、行政とが、安心して住むよろこびを実感できる美幌町を創るため、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、協力し活動することをいいます。

【町民会議では】

「町民」をどこまでの範囲とするかが議論されました。美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力をまちづくりに活かすためにも、「町民」の範囲を広く規定することとしました。

また、「まちづくり」の意味についても議論されました。「まちづくり」という言葉は、馴染みやすい、柔らかい、これから皆で作りに上げていくという印象を与えます。しかし、抽象的な表現で、人によって受け取り方に差が生じることを懸念する意見も出されたことから、明確に定義することとしました。

さらに、町民が地域の課題を互いに協力しながら自分たちで解決する「共助」の領域と、議会や行政が課題を解決する「公助」の領域を「まちづくり」としました。

3. 基本理念

町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることが基本理念として、自治の確立を目指します。

- (1) 町民は、まちづくりの課題を自ら解決していくことを基本として、まちづくりの一部を議会及び行政に信託していること。
- (2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわること。
- (3) 議会及び行政は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【解説・考え方】

主権者である町民を主体としてまちづくりを行うに当たり、本来は町民が自ら課題を解決することが基本ですが、まちづくりの一部を選挙を通じて議会と町長に信託しています。負託を受けた議会及び町長はその責務を改めて認識することが必要です。

そして、町民はその信託した部分についても、町政に参加し、監視するなど、自らの意思を自治体運営に反映させることが求められます。

また、これまで国や道に頼りがちであった市町村も、地方分権の流れの中で「自己決定・自己責任」の原則の下、自主自立の運営が必要となっています。これからは、受身であったり、一方的に頼るのではなく、町民が自主的に支え合い、町が自立することが必要です。町民が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

【町民会議では】

住民自治の確立、町政に町民が主体的にかかわること、町民の信託による町政運営、自治体としての自立の確保など、自治体や自治の根幹に関することが意見として出されました。

また、町民憲章の尊重や、環境への配慮、住みよいしあわせを感じるまちなど、地域社会に関することも意見として出されました。

なお、前文で基本理念について記載すれば、条文で規定する必要はないのではないかとの意見もありました。

4. 基本原則

町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、まちづくりを推進するものとします。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 町民主体の原則 | 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。 |
| (2) 情報共有の原則 | 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。 |
| (3) 参 加 の 原 則 | まちづくりは、町民の参加の下に行われることを基本とします。 |
| (4) 協 働 の 原 則 | 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。 |

【解説・考え方】

町民、議会及び行政が、まちづくりを推進していくうえでの基本原則を定めています。

「町民主体の原則」は、まちづくりを推進していくうえで最も基本となるものです。町民はまちづくりの一部を議会や行政に信託しているものの、まちづくりの主体はあくまで町民です。その原則を活かすためにも、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」は必須のものであり、まちづくりを進めていくうえでの原則と考えます。

【町民会議では】

「情報共有」「参加」「協働」の原則が必要であるとの意見が多く出され、さらに「町民主体の原則」を加えることにより、これら3つの原則の必要性がより明らかとなるという意見が出されました。

一方で、参加や協働しないことにより不利益を受けることのないよう配慮が必要ではないかとの意見も出されました。

第2章 情報共有

（情報の共有）

町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報を共有します。

（情報の提供）

議会及び行政は、開かれた町政を進めるため、保有する町政に関する情報を、適切な方法により、わかりやすく、適時に提供するものとします。

（説明責任）

議会及び行政は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して、町民にわかりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明します。

（情報公開）

- 1 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。
- 2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美幌町情報公開条例（平成12年美幌町条例第4号）の規定により（別に条例に定めるところにより）、情報を公開します。

（個人情報保護）

議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美幌町個人情報保護条例（平成17年条例第29号）の規定により（別に条例に定めるところにより）、適正な保護を図ります。

（町民の意見）

- 1 議会及び行政は、意見、提言、要望等（以下「意見等」といいます。）に対し、迅速かつ誠実に対処します。
- 2 議会及び行政は、前項で寄せられた意見等への対処経過について記録を保存し、適切に管理します。

（会議の公開）

- 1 議会は、本会議、委員会、その他の会議を原則公開とします。
- 2 行政は、附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」といいます。）を原則公開とします。
- 3 前2項について、公開が適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることができます。

【解説・考え方】

（情報の共有）

議会や行政が保有する町政に関する情報は、町民との「共有財産」であり、町民主体の自治を実現するための基本であるとの認識のもと、町民にわかりやすく提供、説明することにより、情報の共有を図ります。

また、情報の共有には、議会や行政からだけではなく、町民からの情報発信があつてこそ成り立ちます。議会、行政及び住民が一体となってまちづくりを進めていくため、それぞれが情報を伝え、共有することが大切です。

（情報提供、情報公開、会議の公開）

情報の共有のための具体的な手法として、情報提供、情報公開、会議の公開があります。これらの

制度は情報共有のための基本であり、自治基本条例においてその骨子を定めています。また、会議の公開については、議会は本会議のほか、委員会、会議規則で規定する会議を原則公開すること、行政は法令や条例に基づいて設置する附属機関に加えて、知識経験を有するもの等の意見を聴取し、行政に反映させることを目的として、規則や要綱等に基づき設置したものも原則公開することとします。

（説明責任）

説明責任は、町民と議会及び行政との間の信託に基づく信頼関係を築くためにも大切なものであり、この責任を認識し、情報提供、情報公開などを運用していくことを規定しています。

（個人情報保護）

情報の取扱いにあたり、議会や行政が保有する個人情報については、個人の権利や利益が侵害されないよう、自治基本条例においてその骨子を定めています。

（町民の意見）

町民から寄せられる意見、提言、要望等（以下「意見等」といいます。）も、町民と議会及び行政の情報共有を図るための貴重な情報です。意見等に対しては適切に対応するとともに、その対処経過、結果等の記録を適切に管理することとしています。

【町民会議では】

自治の推進、まちづくりを進めるうえで、また町民参加を進めるうえでも情報共有は重要であるという意見が多く出されました。そのため、情報公開を制度として位置づける一方、個人情報の保護にも配慮する必要があるとの意見が出されました。

また、情報提供する行政や受け手である町民の姿勢、情報提供の手法、町民からの情報発信の必要性などについて、意見が出されました。

第3章 町民参加（未確定）

（町民参加の基本）

- 1 町民はまちづくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。
- 2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。
- 5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。

（町民参加の対象）

- 1 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を求めるものとします。
 - (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し
 - (2) 町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 広く町民が利用する重要な公の施設の利用方法及び管理運営方法の決定
 - (4) 重要な公の施設の新設又は廃止
 - (5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価の実施
 - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないものとします。
 - (1) 定型的又は経常的に行うもの
 - (2) 軽易なもの
 - (3) 緊急に行わなければならないもの
 - (4) 町の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (6) 町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの
- 3 行政は、町民参加を求めなかった場合において、町民からその理由を求められたときは、これを当該町民に回答しなければなりません。

（町民参加の方法）

行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) パブリックコメント手続（意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度）
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

（提出された意見等の取扱い）

- 1 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討するものとします。
- 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。
 - (1) 意見等の内容
 - (2) 意見等の検討結果及びその理由

(審議会等の運営)

- 1 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項に配慮するものとします。
 - (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとします。
 - (2) 委員には、町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。
- 2 委員の公募は、町広報紙、町ホームページ又はその他適当な方法により行うものとします。
- 3 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録（会議の内容の要旨を記載したものをいう。）を作成し、閲覧に供するものとします。

【解説・考え方】

(町民参加の基本)

町民が主体となったまちづくりを進めていくためには、町民が町政へ参加することが必要です。

このため、町民が町政に参加すること、議会及び行政が広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することが基本であるとともに、町民が参加する機会を保障することを規定しています。

しかし、参加しない自由もあり、議会及び行政は、町民が参加するまたは参加しないことにより不利益を受けることがないよう、配慮する必要があります。

さらに、町政は将来の美幌町のことを見据えて進めていく必要がありますが、未来は青少年や子どもが使うものであり、次の世代を担う青少年や子どもの意見を取り入れていくことも必要であることから、青少年や子どもが町政へ参加できることを規定しています。

(町民参加の対象)

- 1 行政が町民参加を推進する事項を規定しています。
 - ・「分野別の基本的な計画」とは、教育、福祉、産業などそれぞれの分野に係る中長期的な計画のことをいいます。
 - ・「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような、町民の権利義務にかかわる条例をいいます。
 - ・「重要な公の施設」とは、「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例」で規定する施設をいいます。
 - ・第7号で、1号から6号で規定する以外で、町民参加が有効と思われる事項についても町民参加を推進することを規定しています。
- 2 町民参加を求めない事項を規定しています。

法令による制約があり町民の意思を反映させる余地がない場合や、不測の事態が発生したときなどで意思決定に緊急性・迅速性が求められる場合、また町が自らの責任と意思で決定すべき機関内部の事務などについては、町民参加を求めないこととしています。

このうち、「町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項の規定において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていません。この理由として、「地方税等の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃に関する住民の直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方公共団体の財政的基盤を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるから」であるとされていることを踏まえ、町民参加を求めないこととしています。

なお、「その他金銭の徴収」とは、負担金、分担金、使用料及び手数料その他の徴収をいいます。
- 3 町民参加を求めなかったことについて町民から理由を求められた場合、町はその理由を回答しなければなりません。

(町民参加の方法)

前条で規定した参加のための方法を定めています。行政は、規定する方法の中から1つの以上の方法を用いて参加を求めることとしています。

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、町政に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

(提出された意見等の取扱い)

行政が、町民から単に意見等を聴くだけでなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

そして、意見等に対しての検討結果及び結果を公表することとしています。ただし、これらの中に個人情報や事業活動情報など公表することが適当ではない情報が含まれているときは、それらの部分は公表しないこととしています

(審議会等の運営)

- 1 審議会の委員の選任については、多様な意見を審議会等における議論に反映させ、また、会議の公平性や透明性を高めるために、人材を幅広い分野からバランスよく選考するとともに、町民参加を進めるためにも、委員を公募により選任することが必要です。

なお、第2号で、委員に公募により選任された委員が含まれることを「原則」としているのは、審議会等によっては、法令で委員構成が定められている場合や、専門性の高い事案を取り扱う性質上、公募による委員の選任が適当ではない場合があり、これらの審議会等については公募を求めるものではありません。

- 2 委員を公募するにあたっては、町広報紙、ホームページ又はその他適当な方法により行うこととしています。
- 3 審議会等を開催したときは、会議の透明性を確保するとともに、町民との情報共有を図るため会議録を作成することとしています。

【町民会議では】

町民参加を自治基本条例でどの程度規定するのが議論されましたが、町民主体のまちづくりを進めていくための基本であり、町民参加を早期に確立するため、ある程度具体的な事項を自治基本条例に盛り込むこととしました。

また、議会の規定の必要性についても議論されましたが、議会についても町民が参加する機会が保障される必要があり、「町民参加の基本」として自治基本条例で規定することとしました。

さらに、参加の機会の保障や具体的な参加の方法や手続、満20歳未満の者の参加等について意見が出されました。

第4章 住民投票



【解説・考え方】

【町民会議では】

第5章 町 民

（町民の権利）

- 1 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。
- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

（町民の責務）

- 1 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、積極的に地域活動に参加するよう努めます。
- 2 町民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力しあうよう努めます。
- 3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

（事業者の責務）

事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解説・考え方】

（町民の権利）

町民が有する権利について規定しています。

- 1 情報共有の原則に基づくものであり、町民が町政に参加するための前提となる「知る権利」を保障し、議会や行政が保有する情報の提供を受けたり、情報を請求できる権利を有することを規定しています。
- 2 参加の原則に基づくものであり、町民が政策立案、執行、評価等の各段階において参加することができる権利を有することを規定しています。
- 3 町民が行政サービスを受けることができる権利を有することを概括的に規定しています。

（町民の責務）

町民の権利と対になる責務について規定しています。

町民が権利を主張するだけでなく、その責務を果たすことでまちづくりは進みます。

町民は、町民自身がまちづくりの主体であることを認識し、自ら考え行動し、積極的にまちづくりに参加すること、まちづくりに参加するにあたっては自らの発言や行動には責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力することを規定しています。

また、町民は行政サービスを受ける権利を有する一方、行政サービスを受けるためには、各町民が、それぞれの状況にみあった、応分の負担を負う責任があることを規定しています。

（事業者の責務）

この条例において、事業者とは、美幌町内において、営利、非営利を問わず、一定の目的を持って活動を行う団体をいいます。

公共の領域において、今後民間の果たす役割は一層重要になります。このため、事業者が地域社会の一員として社会的責任を有することを認識するとともに、暮らしやすい地域社会の形成に貢献するよう努めることを規定しています。

【町民会議では】

まちづくりにおいては、情報共有、町民参加が大きな柱であり、これらを権利として規定することは町民会議委員の大方の意見でした。一方で、まちづくりは町民が主体であり、地域活動等への参加、応分の負担を負う等の責任があることを認識してもらう必要がある、などの意見が出され

ました。

町民が権利に対して果たすべき事項が「役割」なのか「責務」なのか「義務」なのか議論がありました。「権利」と対になるのは文言的には「義務」ですが、まちづくりの観点から、町民・議会・行政三者の果たす責任を等しく「責務」としました。

また、事業者については、本条例では「町民」の中に含めていることから、敢えて特出しでその責務を規定するかどうかについて議論がありましたが、事業者も地域社会の一員であり、地域社会への貢献に努めてほしい、という思いから規定すべきとの結論になりました。

第6章 協働・コミュニティ

(協働)

- 1 町民、議会及び行政は、相互理解と信頼関係のもとに、地域の課題を解決し、豊かなまちづくりを実現するため、協働を推進するものとします。
- 2 行政は、協働のまちづくりを推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、必要な支援に努めます。

(コミュニティ)

- 1 コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた、多様な組織及び集団をいいます。

(コミュニティの役割)

- 1 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域課題の解決に向けて取り組むよう努めます。
- 2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- 3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

(町民とコミュニティ)

町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。

(行政とコミュニティ)

行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、必要な支援を行うことができます。

【解説・考え方】

(協働)

- ・この条例では基本原則として、町民、議会及び行政による協働を規定しています。
町民と議会及び行政が協働により地域の課題を解決していくことが重要です。そして、協働を推進するには町民、議会及び行政がお互いをパートナーとして認めること、そのためには相互理解と信頼関係を築くことが大切です。
- ・協働を担う主体としては、自治会や特定のテーマを中心に活動するNPOやボランティア団体などが挙げられます。
これら担い手は、自主性、自立性を持って活動することが本来の市民自治の姿であり、行政は協働のまちづくりを進める場合には、協働を担う主体の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。また、行政は、協働のまちづくりの推進に向けて、金銭面に限らず、情報の提供、人材育成、活動のための環境づくりなど、様々な方法で支援に努めることとしています。

(コミュニティ)

- ・コミュニティの定義を規定しています。具体には、住んでいる地域を単位とした自治会や、福祉や環境などテーマ別に活動しているNPO、ボランティア団体など、多種多様なものが含まれます。
- ・コミュニティは、地域の課題を解決する公共の担い手であり、その果たす役割は重要です。このため、コミュニティの役割として、地域課題の解決に向けて取り組むこと、町民が参加しやすい環境づくりに努めること、相互に連携を図り、議会行政と協働し活動の充実に努めることを規定しています。
- ・また、コミュニティは、町民の参加や協力がなければ成立しないことから、町民がコミュニティの役割を認識し、その活動に積極的に参加し、コミュニティを守り育てるよう努めることを規定しています。
- ・コミュニティ活動等は、自主的、自立的なものであり、行政もその自主性・自立性を損なわない

よう、連携を図るとともに、資金や人材育成、情報提供等の支援を行うことができることを規定しています。

- ・個々のコミュニティの活動を充実させると共に、コミュニティ相互の連携を図ることにより、地域の課題の解決に向けての新たな視点、取組の広がりが期待できます。

このため、個々のコミュニティをつなぐ新たな組織を作る、あるいは現在ある仕組みを活用するなどして、そこで地域の課題を検討し、誰がどのようにその課題解決に向けて取り組むのかを協議することが必要です。

このため、例えばこうした取組を町内の一地域でモデル的に実施し、将来的には本条例で制度化することも検討するなど、コミュニティ自身、そして行政もコミュニティ相互の連携について具体的に取り組むことが求められます。

【町民会議では】

協働については、協働の推進、町の役割・責務、町民や議会、行政の相互理解や信頼関係の構築などについて意見が出されました。

また、コミュニティについては、美幌町の現状についての意見が出されました。個々のコミュニティでは活発な取組が行われているという意見の一方、コミュニティ相互の連携を図る必要性、若い世代や男性の参加者が少ないこと、自治会の現状認識などについて意見が出されました。

第7章 議 会（未確定）

（議会の責務）

- 1 議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町民の意思を決定します。
- 2 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちの展望を持って課題を的確に把握し、活動する責務を有します。
- 3 議会は、町民と地域の課題を共有するとともに、町民参加によって議会運営を行います。
- 4 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実を図らなければなりません。

（議員の責務）

- 1 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。
- 2 議員は、町民から選ばれた公職者として、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、公益のために行動しなければなりません。
- 3 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。

（町民との情報共有と町民参加）

- 1 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。
- 2 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。
- 3 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場として、議会主催の政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、これにより政策提案の拡大を図るものとします。
- 4 議会は、重要な議案に対する各議員の意見の議会広報での公表、インターネットによる議会中継を実施する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報を提供するものとします。
- 5 議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。

（町長等と議会及び議員の関係）

- 1 議会の本会議における議員と町長及び職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとします。
- 2 議会から本会議及び常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対し反問することができます。

（自由討議による合意形成）

- 1 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければなりません。
- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うものとします。

【解説・考え方】

（議会の責務）

議会の責務について規定しています。

- ・ 議会は、憲法第93条において「議事機関」と規定され、地方公共団体の意思を決定する機関です。議会は、地方自治法の規定により、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定等の議決、町政運営の基本的な事項を議決する権限を有するとともに、監査請求や調査等を通じて行政運営を監視する責務があることを改めて規定したものです。
- ・ 議会が、条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守したうえで、美幌町の将来に向けたまちの展望を持って課題を的確に把握し、活動する責務があることを規定しています。
- ・ 議会が、町民と課題を共有するとともに、町民参加により議会運営を行うことを規定しています。
- ・ 議会事務局の調査・法務機能充実を図り、議会及び議員の政策立案機能を高めることを規定しています。

（議員の責務）

- ・ 議員は、条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たすことを規定しています。
- ・ 議員は、町民から選出された公職者であり、町民の代表者であることから、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの識見を深め、議会における政策活動を活性化させるために、審議能力、政策活動能力、政策提言能力の向上を図るなどの自己研鑽を図り、公益、即ち町民や町の利益のために活動することを規定しています。
- ・ また、議員は町民の代表者としての立場から、高い倫理観を持って誠実に職務を行うとともに、その発言、決定や行動に責任を持つことを規定しています。

（町民との情報共有と町民参加）

- ・ 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。
- ・ 請願及び陳情を政策提案として位置づけ、その審議において提案者の意見を聴く機会を設けることを規定しています。
- ・ 町民の多様な意見、考え方を聴取するため、議会自らの主催による政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、政策提案の拡大を図ることを規定しています。
- ・ 重要な議案に対する各議員の意見の議会広報での公表、インターネットによる議会中継を実施する等、町民が議員の活動を的確に評価できるよう情報提供することを規定しています。
- ・ 町民との情報共有と連携を高めるため、議員全員による議会報告会を年1回以上開催し、議会としての説明責任を果たすとともに、町民の意見、考え方を聴取することにより、議会活動に反映させることを規定しています。

（町長等と議会及び議員との関係）

- ・ 本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑応答を一問一答方式で行うことを規定しています。
- ・ 町長や職員が議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、また、質疑・質問を行う議員がその質疑・質問の内容に責任を持つため、町長や職員から議員に対して反問する権利を規定し、町長等と議員との間に緊張関係を確保します。

（自由討議による合意形成）

- ・ 議会は、議員による討論の場であり、町長等の議会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とした運営を行うことを規定しています。
- ・ 議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあったうえで合意形成を図るとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定しています。

なお、「町民提案」とは、条例の制定や改廃の請求及び陳情、請願等を意味しています。

- ・議員は、議員相互間の自由討議を拡大し、自らも積極的に議案の提出を行うことを規定しています。

※議会、議員に関することについては、栗山町において平成１８年に議会基本条例が全国で最初に制定されて以降、全国の自治体で議会基本条例制定の動きが広がっています。

自治（まちづくり）基本条例で、どこまで議会のことを規定するのが論点としてありますが、議会や議員の責務、議会運営に係る基本的事項について、自治（まちづくり）基本条例で規定することとしました。

なお、自治（まちづくり）基本条例制定に伴い、現行の議会や議員に関する規定の内容は見直す必要があります。

【町民会議では】

議会や議員に関する規定について、他自治体の自治基本条例では責務規定や理念的な規定にとどまっているものが大部分です。町民会議では、そこから一步踏み込み、議会運営に関する規定について、一定程度具体的に規定する方向で検討を進めました。

委員からは、議員が町民と直接対話する機会を設けることを望む意見が多く出されたほか、町民への情報提供、議会運営の進め方等について意見が出されました。

このことから、議会や議員への責務についての規定とあわせて、議会運営に関する基本的事項として、議会報告会の開催や参考人・公聴会制度の活用等、一問一答方式や反問権の採用、議員相互間の討議を中心に議会運営を進めること等を規定することとしました。

また、今後のさらなる議会改革に向けて、議会基本条例の制定を視野に入れるべきとの意見も出されました。

第8章 行 政

（行政の責務）

- 1 行政は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を、誠実に管理執行しなければなりません。
- 2 行政は、町民の意思を反映したまちづくりを行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携協力して事務及び事業を執行しなければなりません。
- 3 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。

【解説・考え方】

行政の責務について規定しています。

行政は、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決に基づく事務や、法令等に基づく事務（法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務）を誠実に管理執行することを規定しています。

また、行政は町民の意思をまちづくりに反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、町民と連携協力して事務及び事業を執行すること、さらに事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。

（町長の責務）

- 1 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の負託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。
- 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。
- 3 町長は、行政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、健全な自治体経営を推進しなければなりません。

（就任時の宣誓）

- 1 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。

【解説・考え方】

町長の責務及び就任時の宣誓について規定しています。

（町長の責務）

- 1 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の負託に応え、公正で誠実に行政を執行することを規定しています。
- 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、職員の研修体制の充実などにより町民の意向や地域の政策課題に的確に対応できる職員を育成するなど、効率的な組織体制整備を図ることを規定しています。
- 3 町長は、限られた財源をどう有効に使うのか、いかに少ない費用で多くの効果をあげるのか、などコスト意識に根ざした確かな経営感覚を持ち、健全な自治体経営を推進することを規定しています。

（就任時の宣誓）

この条例をまちづくりの基本ルールとして将来にわたり機能させ、町民からの信託に則した町政運営を担保させるため、町長が就任の際、宣誓することを規定しています。町長は宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識するとともに、町民にとっても町長が何を基本（理念）として自らの仕事を進めるのかを再認識することを目的としています。

(職員の責務)

- 1 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、公正で適正に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。
- 2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、政策能力の向上を図らなければなりません。
- 3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

【解説・考え方】

行政職員の責務について規定しています。

- 1 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立って、職務を公正かつ適正に遂行し、町民との信頼関係を構築するよう努めることを規定しています。
- 2 職員は、町民の意向を把握するとともに、政策課題を発見しそれに対処するため、政策能力の向上を図ることを規定しています。
- 3 職員は担当する職務の分野に限らず、広い視野に立ち、職務を遂行することが必要です。
このため、職員は互いに連携を取るとともに、積極的に町民とも連携して職務を遂行することを規定しています。

【町民会議では】

行政については、まちづくりの基本である情報共有と町民参加の推進、効果的・効率的に事務を執行すること、などについて意見が出されました。

町長については、町民から信託を受けたことに対し責任を誠実に果たすこと、職員を適正に指揮監督すること、自らの公約の実現に努めること、などの意見も出されました。

宣誓について、誰が行うのかも議論になりましたが、町長は選挙を通じて町民からの信託を受けた非常に重要な存在であり、町長のみで良いのではないか、という結論に至りました。

職員については、自己研鑽に努めること、町民との協働や連携を図ること、即ち町民、現場からの声を聞いてそれを活かして職務を遂行することの重要性などについての意見が出されました。

第9章 行財政運営

（総合計画）

- 1 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。
- 2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 3 行政は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。
- 4 各分野における個別計画の策定及び実施は、総合計画との整合性を図りながら進めます。
- 5 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り、検討内容を公表します。

（財政運営）

- 1 行政は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもとに財政計画を策定し、それに基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うものとします。
- 2 行政は、予算、決算、財政状況等についてわかりやすい資料を作成のうえ、公表します。

（行政評価）

- 1 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。
- 2 行政は、行政評価の実施にあたっては、町民等の参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を公表します。

（行政改革）

- 1 行政は、適正かつ効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を推進するものとします。
- 2 行政は、行政改革大綱の実施にあたっては実施計画を策定し、その進行を管理するとともに、進捗状況を公表します。
- 3 行政は、行政改革大綱及び実施計画を策定するにあたって町民の参加を図り、検討内容を公表します。

（行政手続）

- 1 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

（政策法務）

行政は、自主的かつ自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策の実現のため、条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し運用するものとします。

（危機管理）

- 1 行政は、町民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等が発生した緊急時に総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制を整備するものとします。
- 2 行政は、緊急時には町民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。

- 3 町民は、緊急時において互いに助け合い行動できるよう、日頃から防災訓練に参加するなど、防災等に対する意識を高め、地域が一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。

(公益通報)

- 1 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態を是正するとともに、行政運営を常に適法かつ公正に行わなければなりません。
- 2 正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障されなければなりません。
- 3 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説・考え方】

(総合計画)

- ・行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定することを規定しています。
- ・総合計画は、行政運営を進めるための最上位の計画として位置づけられるものであり、政策は特別の場合を除き、総合計画に基づいて行うことを規定しています。
- ・現在の総合計画は、基本構想（10 年間）を最上位とし、基本計画（前期5年間・後期5年間）、実施計画（3年間（毎年度見直し））の3層で構成しています。実施計画は予算と直結していることから、社会経済情勢にも対応できるよう毎年見直しすることを規定し、見直しの状況や事業の進行管理を公表することを規定しています。
- ・総合計画は最上位の計画であり、各分野における個別計画の内容は、総合計画と整合性を図ることを規定しています。
- ・総合計画の基本構想及び基本計画、各施策の基本となる計画の策定や見直しを行うにあたっては町民の参加を図るとともに、検討内容を公表することを規定しています。

(財政運営)

行政は、毎年度の予算編成にあたって総合計画との整合性を図り、行政評価の結果を反映させるとともに、中長期的な見通しのもとに財政計画を策定し、この計画に基づき、予算編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うことを規定しています。

また、予算や決算、財政状況などについてはわかりやすい資料を作成のうえ、公表することを規定しています。

(行政評価)

行政は効果的で効率的な行政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を予算編成や以後の事務及び事業に反映させることを規定しています。

また、行政評価の実施にあたっては、町民や専門家など外部の視点による評価を行うとともに、行政評価に関する情報を公表することを規定しています。

(行政改革)

行政は、社会経済情勢の変化に対応し、適正かつ効率的な行政運営を行うため、行政全般のあり方を点検し、行政運営や制度の見直しを行うため、行政改革大綱を作成して、行政改革を積極的に推進することを規定しています。そして、行政改革大綱を実現するための具体的な内容は実施計画で定め、行政改革の取組みの進行を管理するとともに、進捗状況を公表することを規定しています。

また、行政改革大綱や実施計画を策定するにあたっては、町民参加を図り、検討内容を公表するこ

とを規定しています。

（行政手続）

町民の権利利益の保護を図るため、行政が行う処分や行政指導等の手続について、公正の確保と透明性の向上を図ることを規定しています。具体には、美幌町行政手続条例（平成8年条例第12号）に委ねることとしています。

（政策法務）

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。行政が自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用して条例、規則等の制定改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用することを規定しています。

（危機管理）

行政が災害等の不測の事態に備え、危機管理体制を整備しておく必要があること、災害等が発生した緊急時には速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行うことを規定しています。

また、町民も緊急時には互いに助け合い、自ら果たすべき役割を認識し、防災などに対する意識を高め、地域全体で協力体制を整備することを規定しています。

（公益通報）

法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った町の職員が不当な取り扱いを受けず、保護されるための制度を確立するために規定するものです。

近年、企業等の不祥事が内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を養護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されました。

本町においても、万が一不祥事が生じた場合には、速やかにこれを明らかにし、町民への不利益や町政への信頼への失墜を最小限に食い止めるとともに、公益通報を行う職員が通報を行ったことにより、不利益を受けることがないようにする必要があります。

【町民会議では】

規定すべき項目や内容などについて意見が出されました。項目としては、総合計画、財政運営、行政評価、危機管理、行政手続、政策法務、などについて規定すべきという意見が比較的多く出されました。

総合計画、行政評価、行政改革については、町民参加による計画策定や評価の実施、また、財政運営も含めて適切な情報の提供を行うべき、という意見が出されました。行政評価については、評価基準をどう設定するのか十分な検討が必要、との意見も出されました。

外部監査については、地方自治法では条例により外部監査を行うことができると規定されていますが、制度導入には慎重な議論が必要とのことで、現時点での規定は見送ることとしました。

公益通報制度については、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されたこともあり、行政においても法令遵守の確保と、通報を行った職員が不当な扱いを受けず保護される制度整備を行った方が良いとの意見があり、規定することとしました。

第10章 連携・協力（未確定）

（町外の人々等との連携・協力）

町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美幌町をつくるため、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組において、町外の人々等との連携・協力を図ります。

（他の市町村との連携・協力）

議会及び行政は、広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の市町村と連携・協力します。

（国及び北海道との連携・協力）

議会及び行政は、町が、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの責任を明確にしながら、連携・協力して、課題の解決を図ります。

（国際交流・連携）

町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流・連携を図るとともに、そこから得られた知恵や情報を課題の解決に活かすものとします。

【解説・考え方】

（町外の人々等との連携・協力）

人や情報などの流れが活発になっている現在、町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美幌町をつくるため、今後、社会、経済、環境等様々な分野で町外の個人、法人、団体などとの連携・協力を図る必要があると考えられることから、このことを規定しています。

（他の市町村との連携・協力）

現在、美幌町では消防等の事務を津別町と広域的に行っています。また、今後も続くと想定される厳しい財政状況の中、例えば公共施設の整備や維持管理を他の市町村と共同で行うことも考えられます。このように、広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の市町村と連携・協力することを規定しています。

（国及び北海道との連携・協力）

地方分権一括法の施行により、市町村は、国、北海道と対等な関係として位置づけられたことを踏まえ、互いの責任を明確にしたうえで、連携・協力して課題の解決を図ることを規定しています。

（国際交流・連携）

これからの美幌町のことを考えるに当たっては、国際社会に目を向けて、国際的な視点で考えることも必要な時代となります。現在、美幌町ではニュージーランドのケンブリッジと友好姉妹都市の提携を行っていますが、これにとどまらず、より多くの地域、人々と交流、連携し、物事を考えていくとともに、これにより得られた知恵や情報を課題の解決に活かしていくことを規定しています。

【町民会議では】

他の市町村との連携・協力、国及び北海道との連携・協力について規定することは、委員のほぼ共通した意見でした。また、これからの時代は、観光、産業面などの経済分野、環境分野などにおける町外の個人、団体などとの連携・協力の必要性、世界的な視野で物事を考える必要性が指摘され、町外の人々等との連携・協力、国際社会との交流・連携についても規定することとしました。

第 11 章 条例の見直し・実効性担保（未確定）

（条例の見直し）

- 1 町長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、各状況がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく社会情勢に適合しているかを検討するものとします。
- 2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、別に定める美幌町自治推進委員会（仮称）に、必要な意見を求めるものとします。
- 3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

（美幌町自治推進委員会（仮称））

- 1 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（仮称）（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
- 2 推進委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。
 - (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
 - (2) この条例の見直しに関する事項
 - (3) まちづくりの推進に関する基本的な事項
- 3 推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織します。
- 4 委員の任期は 2 年とし、2 回まで再任されることができます。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説・考え方】

（条例の見直し）

この条例が社会情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後 4 年を超えない期間ごとに検討することを規定しています。検討するにあたっては、町長から「美幌町自治推進委員会（仮称）」へ諮問することとしています。

なお、検討の期間を「4 年を超えない期間ごと」としたのは、町長は、任期中、少なくとも 1 回は条例の内容について検討すべきとの考えからですが、必要があれば、4 年間という期間に限らず、適宜条例の内容を検討することは当然のことです。

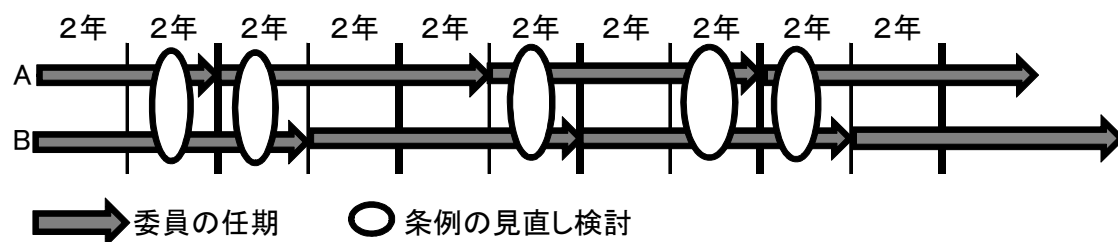
（美幌町自治推進委員会（仮称））

条例の制定・施行後は、その目的が実現されているか、条例の趣旨に沿った運用がなされているか、その進行を管理することが重要です。

条例を実効性あるものにしていくために、条例の運用状況を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進行管理を図るため、自治推進委員会（仮称）を設置するものです。

また、多くの町民に委員に就任してもらうこと及び委員会の継続性確保を考慮し、委員の任期は 2 年とし、再任の上限は 2 回までとしました。

これは、例えば、最初に就任した委員のうち、A パターンのように半分が 4 年で交代し、次の新任の委員が再任限度の 3 期 6 年間務め、以後は 3 期 6 年ごとに交代します。残りの半分の委員は B パターンのように最初から再任限度の 3 期 6 年間務め、以後も 3 期 6 年ごとに交代すれば、委員会の継続性を確保しつつ、最低 4 年に 1 回は全委員が条例の見直しの検討の機会に携わることができることを想定したものです。



なお、推進委員会の組織や運営に関する具体的な事項については、この条例の委任を受けて、規則で定めることとしています。

【町民会議では】

社会情勢の変化に対応し、必要に応じて条例の内容を見直す規定を設けることについては、特段の異議はありませんでした。見直しの期間についても、条文上は4年を超えない期間としています。必要であればその都度内容を検討のうえ、適宜条例を見直すことが必要であることが議論されました。

また、条例の実効性あるものにするために、町民側からの外部の視点での評価、点検が必要であり、推進委員会（仮称）のような第三者機関を設置して、条例の運用状況、条例の修正の必要性等を検討する必要があることが議論されました。

さらに、委員の任期に制限を設ける必要があるかも議論になりました。同じ人が長期に委員を務めることにより、委員の後継者が育たない等の弊害が指摘されました。できるだけ多くの人に委員を経験してもらうこと、常に原点に帰って条例を見ることが必要であること、などが意見として出され、委員の任期に期限を設けることとしました。

第 12 章 最高規範（未確定）

（最高規範）

- 1 この条例は、美幌町の自治の基本を定める最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければなりません。
- 2 議会及び行政は、条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。

【解説・考え方】

この条例の内容は、美幌町の自治の基本を定めるもので、最高規範に位置するものです。町民、議会及び行政は、それぞれの立場から美幌町の自治を担っており、この条例を遵守することが求められます。

また、条例・規則等の制定及び改廃に当たっては、最高規範であるこの条例の趣旨を最大限に尊重し、条例に規定している事項との整合を図るべきことを規定しています。

【町民会議では】

この条例が美幌町の最高規範となるものであり、そのことを明示した方が良いということは、委員のほぼ共通した意見であり、条文でその旨を明記することとしました。

また、条例、計画の制定、策定、見直し等を行う場合にあって、あるいは町民、議会、行政がそれぞれの立場でこの条例を尊重する必要があるとの意見も出されましたが、この条例は自治制度に関する最高規範と位置づけられるものであることから、上記2の内容にしました。

(資料1)

「みんなで創る自治基本条例町民会議」設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)美幌町自治基本条例(以下「条例」という。)に関し必要な調査、研究及び検討を行うため、「みんなで創る自治基本条例町民会議」(以下「町民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 「町民会議」は、条例制定に関する事項について、調査、研究及び検討を行うこととする。

(組織)

第3条 「町民会議」は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員の構成は、町民委員、議会委員、行政委員とする
ただし、町民委員は、一般公募委員、団体推薦委員とする。
- 3 所掌事項に関して専門的アドバイスを受けるべく専門委員をおくことができる。
ただし、専門委員は、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから町長が任命する。
- 4 自治基本条例の制定に向け、必要な調査、研究および検討を行うため設置されている「自治基本条例庁内委員会」と連携を図るものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、「条例」制定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 「町民会議」に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の中から選任する。

- ただし、委員長は美幌町長をもってあてる。
- 2 委員長は、「町民会議」を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 「町民会議」の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、「会議」の議長となる。
- 3 委員長は、「会議」に諮り、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 「町民会議」の庶務は、役場総務部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「町民会議」の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年12月13日から実施する。

(資料2)

みんなで創る自治基本条例町民会議委員名簿

	氏 名	区 分	分 野	推 薦 団 体 等
1	土 谷 耕 治	町 長		美幌町長
2	大 原 昇	議会選出	議 会	美幌町議会副議長
3	杉 原 重 美	議会選出	議 会	美幌町議会
4	岡 本 美代子	議会選出	議 会	美幌町議会
5	大 江 道 男	議会選出	議 会	美幌町議会
6	松 浦 和 浩	議会選出	議 会	美幌町議会
7	山 本 和 則	団体推薦	町民・団体	美幌商工会議所（副会頭）
8	松 岡 健 太	団体推薦	町民・団体	社団法人美幌青年会議所
9	清 野 政 彦	団体推薦	町民・団体	美幌町農業協同組合（～H21. 9. 13）
	清 野 俊 介	団体推薦	町民・団体	〃 （H21. 9. 14～）
10	中 村 仁 郎	団体推薦	町民・団体	美幌町教育委員会
11	小 森 規矩夫	団体推薦	町民・団体	社会福祉法人美幌町社会福祉協議会
12	西 島 美智子	団体推薦	町民・団体	美幌町男女共同参画プラン推進協議会
13	上 野 武 雄	団体推薦	町民・団体	美幌町自治会連合会（～H21. 9. 13）
	平 田 美木男	団体推薦	町民・団体	〃 （H21. 9. 14～）
14	菅 野 隆 秋	一般公募	町民・公募	
15	井 倉 真奈美	一般公募	町民・公募	
16	宮 村 久美子	一般公募	町民・公募	
17	宮 田 博 行	一般公募	町民・公募	
18	村 上 聖 志	一般公募	町民・公募	
19	三 浦 厚 志	一般公募	町民・公募	
20	平 野 浩 司	職員公募	行 政	
21	高 崎 利 明	職員公募	行 政	
22	小 室 秀 隆	職員公募	行 政	
23	遠 國 求	職員公募	行 政	
24	吉 田 善 一	職員公募	行 政	
25	竹 下 護	職員公募	行 政	

○アドバイザー

特定非営利活動法人公共政策研究所 理事長 水澤 雅貴

○事務局

美幌町総務部政策財務グループ

(資料3)

これまでの検討経過